

# 政策法務研修(入門編)



## ◆研修のねらい

地方分権改革の進展により地域の政策を自ら立案し、実施していく「自治体による政策法務」が必要とされています。自治体職員が政策を実現するための制度や仕組みをつくることができるよう法的能力を養成する。

## ◆研修情報

- 対象者 受講を希望する職員
- 募集人員 36名
- 日程 令和2年8月20日(木)  
～8月21日(金)
- 研修形式 スクール

## ◆研修概要

政策法務能力は、現在、地方自治体職員に求められている能力の一つです。この研修では、普段法制事務に携わっていない職員にもわかりやすく、「政策法務とはなにか」「なぜ今、政策法務なのか」を学んでいただきます。

また、実際に条例を作ってみることで、政策法務についての理解をより深め、実践的に活かせるようにしていきます。

## ◆登壇予定講師

西南学院大学 副学長  
大学院法務研究科 教授 石森 久広 氏

## ◆こんな人におすすめ

- 条例作成を検討している方
- 政策実現のための解釈方法を模索されている方
- 政策法務に興味がある方

## ◆予定科目

政策法務の意味

法の趣旨・目的

法律と条例の関係—基礎

政策法務と日本国憲法

条例をまずは作ってみよう①

(条例概論, 手法概説)

条例をまずは作ってみよう②

(条例案作成, 作った条例を使ってみる)

質疑応答

## ◆昨年度の受講者の声

- 様々な例示、判例の解説により注意すべき点  
がわかった。
- テキスト・資料・演習どれも初学者でも入り  
やすい内容であった。
- 法解釈により異なる結果になることが理解  
でき、複数の視点を持つことの重要性に気づい  
た。

## ◆スケジュール ※時間はあくまでも目安です。ワークなどにより前後する可能性があります。

	10:00	10:15		11:45	12:45		15:45	16:45
1日目	オリエンテーション	政策法務の意味	休憩	法の趣旨・目的/ 演習「模擬裁判」	法律と条例の関係— 基礎			
	9:00	10:30		11:45	12:45		16:00	16:30
2日目	政策法務と 日本国憲法	条例をまずは 作ってみよう① (条例概論、手法概説)	休憩	条例をまずは作ってみよう② (条例案作成, 作った条例を使ってみる)	アンケート 事務連絡			